五	［略］	
	［略］	［略］
	社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定	イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○文部科学省令第三十八号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

文部科学大臣　盛山　正仁

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用証明書の交付の申請） **第二条**　私学共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（私学共済法附則第十項の規定により学校法人等とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、その使用する加入者（相手国の領域内において就労する者に限る。）が社会保障協定の規定により相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が私学共済法の規定の適用を受ける旨の証明書（以下「適用証明書」という。）の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一～六　［略］ 七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ～ル　［略］ ヲ　イタリア協定　イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号 八　［略］ 2　［略］ 3　学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［略］ 七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ～リ　［略］	（適用証明書の交付の申請） **第二条**　私学共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（私学共済法附則第十項の規定により学校法人等とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、その使用する加入者（相手国の領域内において就労する者に限る。）が社会保障協定の規定により相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が私学共済法の規定の適用を受ける旨の証明書（以下「適用証明書」という。）の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一～六　［同上］ 七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ～ル　［同上］ ［号の細分を加える。］ 八　［同上］ 2　［同上］ 3　学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［同上］ 七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ～リ　［同上］

五	［同上］	
	［同上］	［同上］
	［項を加える。］	